

市川市介護支援専門員協議会規約変更（案）

変更点について

・第5条（1）

文言の追加です。

「または、市川市内で介護支援専門員として業務の経験がある者」

理由

現状では、市内に住所があるか就業先を有している方以外は会員資格が無くなってしまいます。文言を追加する事により他市町村で働く事になられた場合や一旦就業先から離れた場合でも会員としての資格を維持できる為。

・第5条（3）

文言の追加です。

「居宅介護支援事業所以外の」

理由

当協議会としましては個人会員を主として考えています。この文言を追加しないと多数の介護支援専門員が所属されている居宅介護支援事業所が賛助会員として入会し、個人会員としての登録減少する可能性がある為。

・第7条3

文言の変更です。

「1口5,000円→10,000円」

理由

賛助会員として研修への参加やホームページへ情報を上げる事が可能になる事を想定しています。ホームページを維持していく事などを考え、賛助会員年会費の変更を提起しました。

・第8条3

文言の変更です。

「本人→会員団体」

理由

賛助会員の対象が個人ではなく団体を対象とする為。

・第11条2

文言の変更です。

「に事故あるとき→が業務を遂行する事が困難な場合」

理由

事故と限定しているので文言を変更する事で会長に掛かる負担を軽減し、協議会の運営継続を安定させる為。

・付則 第1条

「平成22年5月15日→令和3年7月1日」

理由

案を認めて頂く事による施行日の変更です。